

梅ちゃん先生の 法律相談

第60回

著作権法のキホン⑧

梅本寛人（弁護士）

1 はじめに

前回に引き続き、著作権者が有する（狭義の）著作権について解説していきます。

2 公衆送信権（著作権法23条）

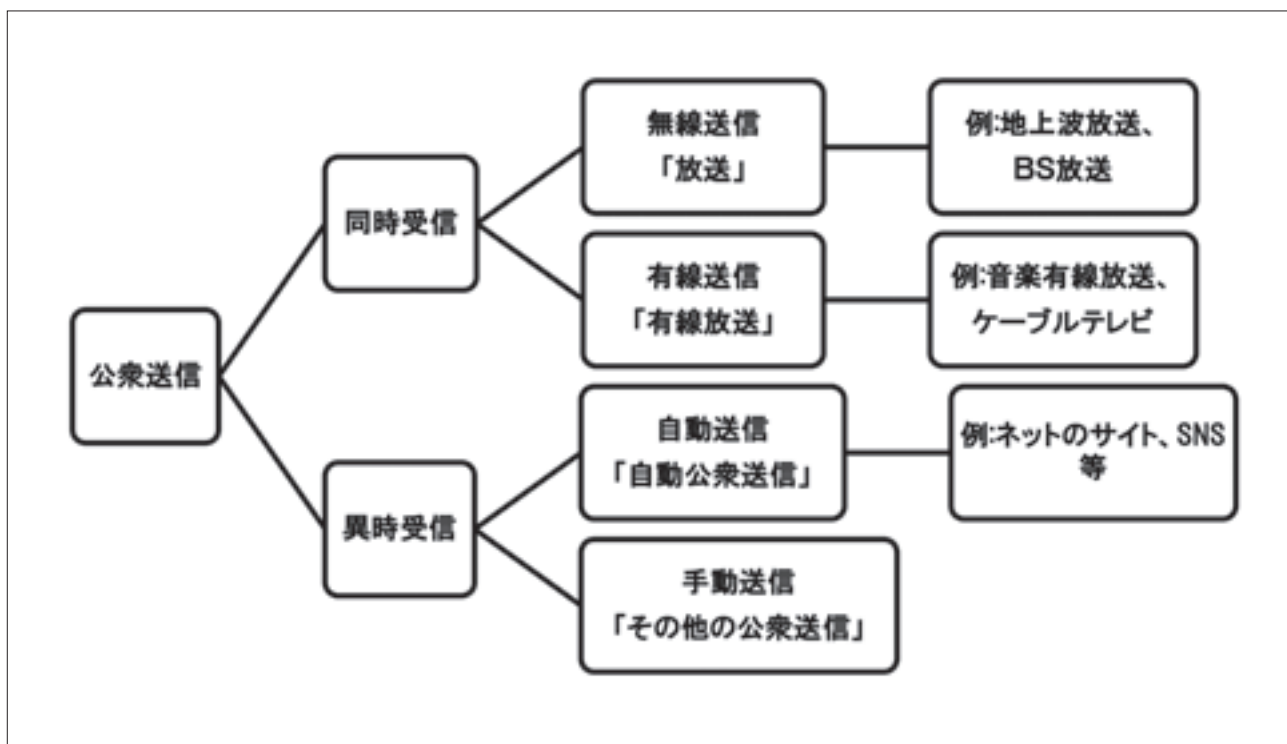
「著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。」「著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」と規定されています（著作権法23条）。前者の権利を公衆送信権、後

者の権利を公衆伝達権と称します。著作権以外の者が、著作物を著作権者に無断で公衆に送信したり、伝達したりすると、これらの権利を侵害することになります。

言葉の意味ですが、まず、「公衆」とは、不特定多数または特定多数の者をいい（同法2条5号参照）、少数の閉じられたグループはこれに含まれません。次に「公衆送信」とは、公衆によって直接受信されることを目的として、無線通信又は有線電気通信の送信を行うことを言います（同法2条1項7号の2）。

現代の情報通信技術の発展により、「送信」といってもさまざまなものがありますが、著作権法では、①放送（同法2条1項8号）、②有線放送（同項9号の2）、③自動公衆送信（同項9号の4）、④その他の公衆送信の4つに分類されます（図①「送信」の類型）。

「送信」の類型のうち、「自動公衆送信」については、実際に送信をする準備段階である「送信可能化」行為も、公衆送信権の侵害に該当するものとされています（同法23条1項括弧書）。



図①「送信」の類型

これは、実際に誰かが閲覧してなくても、たとえば、サーバーにアップロードして送信可能な状態にした時点で公衆送信権の侵害が成立するというものです。すなわち、Webサーバーに画像や動画をアップロードする行為、SNSに投稿する行為、クラウドに著作物を上げて共有リンクを発行する行為、FTPサーバーに著作物を置く行為などは、送信可能化行為として、著作権者の許可なく行った場合は、公衆送信権の侵害となります。

次に「伝達」とは、公衆送信されている著作物を、受信装置(スピーカー、テレビ等)を用いて、そのまま提示する行為を言います。これを著作権者の許可なく公衆に対して行った場合、公衆伝達権の侵害となります。

もっとも、公衆伝達のうち、放送・有線放送される著作物については、非営利かつ無料での伝達であれば、公衆伝達権の侵害とはなりません(同法38条3項前段)。また、通常の家庭用受信装置を用いる場合は、営利または有料であっても侵害とはなりません(同項後段)。

3 口述権(著作権法24条)

「著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。」と規定されています(著作権法24条)。これを**口述権**と言います。

「口述」とは、朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること(実演に該当するものを除く。)を言います(同法2条1項18号)。このように「実演」に該当するものは除かれますので、言語の著作物につき、非演劇的な態様で口頭で伝達する場合が「口述」に該当することとなります。例としては、上記の「朗読」のほか、講演などが挙げられます。

この「口述」についても、非営利・無料・無報酬であれば、著作権者の許可なくこれを行っても、口述権の侵害とはなりません(同法38条1項)。

4 展示権(著作権法25条)

「著作者は、その美術の著作物又

はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。」と規定されており(著作権法25条)、これを**展示権**と言います。

「展示」とは、著作物について公に見せる(視覚可能な状態に置く)という意味ですが、著作権法では、**美術の著作物または未発行の写真の著作物の原作品**についての展示を展示権の対象としています。たとえば、画家の描いた原画を美術館で展示する行為、写真家の撮影したオリジナルプリントをギャラリーで展示する行為、彫刻家の原作の彫刻を公開する行為、漫画家の生原稿を展示会で公開する行為等を、著作権者の許可なく行った場合は、展示権を侵害する行為となります。

では、画家から原作品を購入した者が、その画家の許可なく、原作品を展示した場合、展示権の侵害となるのでしょうか。

原作品を購入することということは、その原作品の**所有権を手にする**ということですから、所有権者である購入者は、原作品をどのように利用しても、本来は許されるはずですが、**所有権と著作権は権利としては別**であり、所有権者であっても、画家の著作権を侵害することは原則として許されません。すなわち、原作品の購入者は、画家から、原作品を展示することについて別途許諾を得ない限り、原作品を展示することはできず、画家に無断で原作品を展示すれば展示権の侵害となるのです。

それでは、原作品ではなく**複製画**を購入した者が、当該複製画を展示すれば、展示権の侵害となるのでしょうか。

前記のとおり、展示権は、原作品を展示する権利ですから、複製画を展示したとしても展示権の侵害の問題は生じません。もっとも、この場合は、複製権の侵害が成立しうることとなります。

5 頒布権(著作権法26条)

「著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専

有する。」と規定されており(著作権法26条1項)、これを**頒布権**と言います。

頒布権は、上記の定義のとおり、映画の著作物について、その「複製物」を公衆に譲渡・貸与することをコントロールできる権利であり、著作物の中でも**映画にだけ認められた特別な権利**ということができます(なお、映画以外の著作物については、譲渡権・貸与権(同法26条の2、26条の3)が認められています)。

映画についてのみ、独自の頒布権が規定されているのは、映画は、多額の制作費をかけて制作されるものであり、また、興行収入、パッケージ販売、レンタル等の多様な収益構造を有しているため、複製物の流通を著作者が強くコントロールする必要があります。

この頒布権をめぐる一大論点が、映画の著作物の中でも、一般消費者が鑑賞するためDVDやブルーレイ化されたもの(パッケージメディア)につき、一旦正規のルートで販売されたならば、頒布権は消滅し(これを、法律用語で「**頒布権が消尽(しょうじん)する**」と言います)、**DVD等を再販したり、レンタルしたりするときは、著作権者の許可なくこれを行うことができるのか**という問題です。上記に挙げた譲渡権では、権利の消尽規定があり(同法26条の2第2項)、法律上の手当がなされているのですが、頒布権については消尽規定が存在しないため、問題となるのです。

この点につき、最高裁(最高裁判平成14年4月25日判決)は、中古のゲームソフトの転売事例についてですが、頒布権の消尽を認める判断を示しました。これは、映画の著作物のうち、パッケージメディア化されたものについても、同様に妥当するものと解釈されています。すなわち、正規のルートで入手したパッケージメディアについては、再販やレンタルにつき、著作権者の許可なくこれを行っても、頒布権の侵害にはならないものと解されています。

(第60回終)